

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 7 年 8 月 15 日

花巻空港事務所長 千葉 信英

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 花巻空港ターミナルビル増築棟空調設備修繕
- (2) 仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和 7 年 11 月 28 日まで
- (4) 履行場所 花巻市東宮野目地内
- (5) 入札方法 (1) の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次の全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札日現在で、県南広域振興局管内に本社、支店又は営業所を有していること。
- (3) 入札日現在で、上記本社、支店又は営業所において、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による「フロン類の性状及び取扱いの方法並びにエアコンディショナー、冷蔵機器及び冷凍機器の構造並びに運転方法について十分な知見を有する者」が 1 名以上常勤していること。
- (4) 岩手県県税条例（令和 3 年岩手県条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から庁舎等管理業務の委

託契約に係る指名停止等措置基準（以下、「措置基準」という。）又は県営建設工事等に係る指名停止措置基準に基づく指名停止を受けていないこと。

- (8) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告の措置を受けている場合は、入札書提出日現在において措置を受けた日から1月を経過していること。

また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告の措置又は庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告の措置を受けていないこと。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

岩手県公式ホームページの入札・コンペ・公募情報により行う。

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/sonota/index.html>

(問い合わせ先)

〒025-0004 岩手県花巻市葛3-183-1

花巻空港事務所管理チーム 電話番号 0198-26-2016

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年9月1日(月) 午前11時30分 花巻市交流会館2階 第2会議室

(入札書は直接持参し提出すること。郵便、電報及び電送その他の方法による入札は認めない。)

4 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を花巻空港事務所出納員に納付しなければならない。ただし、入札参加希望者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札への参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和7年8月25日(月)午

後5時までに3（1）の場所に提出しなければならない。

（3）入札への参加

（2）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

（4）入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（5）契約書作成の要否 要

（6）落札者の決定方法

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（7）その他 詳細は、入札説明書による。